スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:一般社団法人埼玉県バスケットボール協会]

[記載日: 2021年12月3日]

【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B:一部対応している

C:対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	

(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守し、団体運営及び事業運営を行っている。

公益財団法人日本バスケットボール協会の定款、基本規定及びこれに付随する諸規程を 遵守し、団体運営及び事業運営を行っている

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

事業運営に当たり、原則1(1)に挙げた関連法案の他、利用施設の使用に係る規則や 地方公共団体の条例や規則を遵守している。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

理事会、社員総会における計算書類及び事業報告の承認手続きや監事による監査等、団 体運営及び事業運営について適切な監督が行われている。

役員については、女性割合、学識経験者の配置等を鑑みながら、また、新陳代謝等を図りながら構成されている。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

C

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

事業計画書に基本方針を示しているが、本会独自の中長期計画は策定されていない (現在検討中)

原則3暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

理事会及び社員総会時に暴力行為の根絶に向けたコンプライアンス教育を実施し、アン ダーカテゴリー部会及び傘下連盟にも徹底するよう指示している。

コンプライアンスに関する研修等への参加については、役職員に対しその都度案内している。

(2) 指導者,競技者等に対し,コンプライアンス教育を実施しているか,又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

В

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

指導者養成講習会においてインティグリティーの研修を行っている。また、アンダーカ テゴリー部会及び傘下連盟の諸会議において研修を実施している。

各種大会においてもJBA作成の横断幕を掲載し、意識づけを行っている。

コンプライアンスに関する研修等については、積極的に参加を促していきたい。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)

財務・経理処理は事務局が全てを一元管理し統括している。2020 年度より会計ソフトを 導入し税理士の指導を仰ぎながら管理している。各事業経理担当者からの報告は年々、適 切に処理された内容に改善されてきている。提出された報告書は、複数の事務局職員がチェックを行い経理処理が強化されつつある。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

JBA、埼玉県や埼玉県スポーツ協会からの補助金の会計処理は、適正に申請と報告を行っている。各経理担当者に「経理の手引き」配布し適正に補助金を利用するよう促している。

会計報告は、二重・三重のチェック体制を敷いて対処している。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

当協会の規程に基づき会計処理を行っている。事務局が各部署の会計を統括し、管理している。2020 年度より会計ソフトを導入し税理士の指導を仰ぎながら会計処理をしている。監事2名による会計監査を含め会計処理は適切に行われている。

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

定款や各種規程、事業計画書や事業報告書、予算書等は、当協会ホームページに掲載し 情報開示している。

財務情報は、当協会社員総会・理事会にて法令に基づく開示を行っている。財務関係書類は当協会事務所に保管し一般閲覧に対応している。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

組織運営に関する情報は、随時当協会ホームページに掲載している。競技会情報や各種 事業情報は公式SNS等の導入やリアルタイムでの情報公開が求められている。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合,ガバナンスコード <NF 向け>の個別の規定についても,その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <NF 向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述)

特になし

(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)